

傘差し運転は 禁止です！

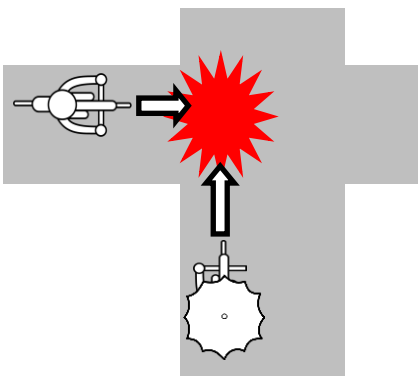
道路交通法第71条第6号・京都府道路交通規則第12条第9号



こんな交通事故が
発生しています！

〈事件事例〉

傘差し運転の自転車が
自転車と出会い頭に衝突



雨の中、帰宅途中だった高校生のAさんは、自転車で傘を差しながら車道を走行中、左の路地から出てきたBさんの自転車が気づかず衝突。Bさんは頭部を強打し、3ヶ月後に死亡した。

罰則

5万円以下の罰金

こんな傘差し運転が…

片手運転になる

風に煽られる

視界が妨げられる

雨が降っている時は、できるだけ自転車の利用は控えましょう。
どうしても利用しなければならない時には、レインコートを着用し、傘さし運転はやめましょう！
もちろん日傘も禁止ですよ！

イラスト
京都精華大学マンガ学部マンガ学科
キャラクターデザインコース 作成

「自転車傘立て装置」の使用について

自転車の傘立て装置（通称：さすべえ・傘キャッチャー等）を使用して、傘を差し運転する行為は、傘を広げることで、視界が妨げられたり、風等の影響により安全が損なわれる可能性があり、大変危険です。
使用はやめましょう！



京都府警察